

常任総務委員会出席者名簿

○開会日時 令和8年3月16日(月) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 7名

1番	大川勝弘君	2番	宮崎雅薫君
3番	佐藤周君	4番	杉本一彦君
5番	長沢正君	6番	浅田良弘君
7番	重岡秀子君		

○出席議員 12名

議長	中島弘道君	副議長	青木敬博君
議員	片桐基至君	議員	竹本力哉君
〃	篠原峰子君	〃	河島紀美恵君
〃	大竹圭君	〃	虫明弘雄君
〃	村上祥平君	〃	鈴木絢子君
〃	犬飼このり君	〃	四宮和彦君

○説明のため出席した者 28名

副市長	近持剛史君
企画部次長兼企画課長	菊地貴臣君
同秘書広報課長	山下明子君
同職員課長	小澤剛君
同デジタル政策課長	小林和昭君
理事	中谷祐典君
危機管理部長兼危機管理監	稲葉祐人君
危機管理部危機対策課長兼危機管理監代理	吉崎恭之君
総務部長	木村光男君
総務部次長兼課税課長	小川直克君
同庶務課長	鈴木康之君
同財政課長	肥田光弘君
同資産経営課長	久津間知治君
同収納課長	大川雄司君
市民部長	萩原智世子君

市民部市民課長	近藤通明君
同環境課長	草嶋耕平君
同保険年金課長	渡辺拓哉君
健康福祉部長	松下義己君
健康福祉部健康推進課長	齋藤修君
観光経済部長	小川真弘君
建設部長	高田郁雄君
建設部次長兼建設課長	山田昌弘君
会計管理者兼会計課長	稲葉育子君
上下水道部長	稲葉信洋君
教育委員会事務局教育部長	西川豪紀君
教育委員会事務局教育部次長兼教育総務課長	杉山宏生君
監査委員事務局長	福田由里亜君

○出席議会事務局職員 3名

局長 富岡 勝 局長補佐 里見 和彦
係長 野田 昌伸

○会議に付した事件

- 1 市議第42号 伊東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
- 2 市議第44号 伊東市手数料徴収条例等の一部を改正する条例
- 3 市議第51号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 4 市議第54号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 5 市議第66号 令和8年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算
- 6 市議第67号 令和8年度伊東市土地取得特別会計予算
- 7 市議第68号 令和8年度伊東市霊園事業特別会計予算
- 8 市議第70号 令和8年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算
- 9 令和8年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査について

○会議の経過概要

- 委員長（杉本一彦君）開会する。

-
- 委員長（杉本一彦君）この際、お諮りする。付託議案の説明は既に本会議において終了してい

るので、委員会における説明は省略したいと思う。これに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認め、さよう決定した。

この際、申し上げる。審査に当たり、議題に対する質疑は簡潔に、議題から外れないよう願う。あわせて、審査の進行が円滑に進むよう、具体的に何ページの何の事業についてなどの一言を添えるよう協力を願う。

○委員長（杉本一彦君）日程第1、市議第42号 伊東市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○3番（佐藤 周君）改正の趣旨は、拘禁刑以上の刑が確定した場合、失職するところである。

この改正が行われた場合に、近年、失職しなくて済んだ人はどれくらいいたのか。

○職員課長（小澤 剛君）プライバシーに関わるので、あまり細かい話はできないが、令和5年度に交通事故が原因による失職者が出た。

○3番（佐藤 周君）ここ10年では、その1件か。

○職員課長（小澤 剛君）委員の言われるとおり、ここ十数年では1件のみである。

○7番（重岡秀子君）拘禁刑という言葉は耳慣れないが、本市が地方公務員法第28条第4項に基づく失職の例外を条例で定めていなかったからという理由があったが、インターネットで調べると、令和7年度に新たに書き込んでいるほかの自治体の例が幾つかあった。国でこれについての指導があって、かなりの自治体が行っているのではないかと思うが、国の動きはあったのか。

○職員課長（小澤 剛君）特に国の動きはない。ただし、失職する場合は条例で定めるとなっているので、各市町が独自の判断で、今回の例外規定を設けている市町もあれば、設けていない市町がある状況である。

○7番（重岡秀子君）分かった。拘禁刑は、2025年ぐらいに創設されていたので、そうなのかなと思った。

議案参考書で「人材不足の折、有為な人材を保護するため」と書かれていて、少し抵抗があったが、ほかの自治体では、先ほど例にあった交通事故だけを失職の対象から例外として外すことがあった。一般的には、そうでない自治体が多い感じがするが、交通事故だけを失職の対象から外す検討はされたのか。

○職員課長（小澤 剛君）例外に残す場合は、それぞれの案件を総合的に判断した結果、例外として失職させないようにするかどうかなるので、本市では、特に交通事故のみという検討は

していない。

○7番（重岡秀子君）分かった。

一つの条件として、「その罪が過失によるものであり」との一文があるので、ここが大事なのではないか。交通事故も意図的ではなく、ほとんどは過失だと思う。刑の執行を猶予するときにそういうことも考慮されると思ったが、それでよいか。

○職員課長（小澤 剛君）執行猶予は司法が決めることであるので、その結果を用いて、我々が判断する。執行猶予がついた場合、なおかつ、過失によるものであり、さらに状況等を総合的に判断して決定する。

○7番（重岡秀子君）分かった。いろいろな条件をつけると公平性を欠くこともあるかと思うので、本市の条例でいいのではないかと思ったが、実際にこういう場面になった際には、本人の気持ちへの配慮とか面談を十分やっていただきたいと意見する。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第42号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第2、市議第44号 伊東市手数料徴収条例等の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）どういう手数料を取るのか、取らないのか、例がないと分かりにくい。私は去年6月の誕生日で後期高齢者医療制度に入った。私の例を挙げると、月5万円以上で、報酬の中から支払うことが大変で、督促状をもらったことがあるが、今、本市では、なるべく70円の手数料を取らないように、早めに督促状を送っている感じがするが、督促状はいつ頃送付されるのか。

○収納課長（大川雄司君）督促状の発送の根拠は地方税法で定められている。例えば市民税は地方税法第329条、固定資産税は地方税法第371条と定められており、納期を過ぎて納まっ

ていない場合は20日以内に督促をしなければならないと定められている。これに従って、本市も督促状の発送をしている。

○7番（重岡秀子君）分かった。

20日を過ぎると手数料と延滞金の両方がかかってくるのか。日にち的にはどうなのか。

○**収納課長**（大川雄司君）督促手数料は、発送が20日以内と決まっているので、発送した時点で、翌日から徴収する取扱いとなっている。また、延滞金はそれぞれ率が決まっており、今年納期の翌日から1か月の間は年2.8%である。例えば10万円では、60日過ぎると1,000円つく、1万円では、420日過ぎると1,000円つく。

○7番（重岡秀子君）私の場合は納期限までに払えなかったが、70円の手料は取られなかった。督促状をもらったのに、20日間を過ぎて支払えなかった場合は、手数料の70円、プラス、延滞金、両方の督促状がもう一度来ると考えてよいか。

○**収納課長**（大川雄司君）督促手数料の70円は督促状でお支払いいただく。延滞金は、督促状を使える期間を2週間程度としているので、それを過ぎると出張所等から延滞金の有無について収納課に照会が来て対応する。

○7番（重岡秀子君）流れは大体分かった。納期限を過ぎると、支払う場面で日割り計算か何かで延滞金も徴収されると理解したが、それでよいか。

議案審議でも質疑があったが、手数料廃止はどのような業務上のメリットになるのか。延滞金のことを考えると、70円は確かにあまり意味がない感じもするが、改めてお聞きしたい。

○**収納課長**（大川雄司君）延滞金の徴収は、委員言われるように、お支払いいただくときに私どもで計算して、その場で納めていただく。金融機関等で対応できない場合もあるので、その際には改めて納付書を送る形で徴収している。

今回の条例改正の意義は、督促状が送られても、納税通知書が送付されていないと連絡してくる方がいる。それなのに督促状が来たのはどういうことだ、おかしいのではないかとの話が数多く寄せられる。また、地域によっては、督促手数料を取らないところもあるので、市外の方は、うちは取っていないのに、伊東市はどうして取るのか。また、国税、県税も取っていないので、督促手数料に対するそういう声をいただく。

地方税法では、未納であれば督促しなければならない、また、発送した納税通知書が市に戻ってこなければ、届いたものと推定するとなっているので、かなり時間をかけて丁寧に説明しているつもりであるが、督促手数料70円に対応に大きな時間が割かれている。そういうことから、督促手数料の徴収にこだわるよりも、その時間を滞納者の資産調査や、収納率を向上させるための滞納処分、徴収金の適正管理に力を入れたほうが市民サービスの向上につながるのではないかとの考えで、今回の改正の提案に至った。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第44号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第3、市議第51号 伊東市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）子ども・子育て支援法で、全ての人たちに子育て支援の負担をしてもらうとの趣旨が言われている。議案参考書57ページから条例改正について載っているが、これは本市が独自で考えたことではなく、国の制度でやむを得ないところがあると思う。

賦課限度額のこととか、独自に定めているものもあるが、18歳未満の子供の均等割はかけないことは国全体で決まっていると思うが、そのほかの金額は本市独自でかなり練ったのかお聞かせ願う。

○保険年金課長（渡辺拓哉君）子ども・子育て支援金は令和8年度から賦課徴収が始まるが、これは標準的な金額が示されており、それを基に本市で判断して、税率や均等割の額を決めている。

限度額も法定で決まっており、毎年、大体上がっていく。県内でも市町によるところがあるが、本市は1年遅れで制定している。

その他の税率は、今、保険料の統一の方向へ動いているが、本市はもともと税率が低いところにあったので、統一になると上げていかなければならない。本来的には今年も上げていかなければならないが、市長の方針により、今年はその他の税率は据置きとなった。

○7番（重岡秀子君）県で統一した保険料にするとのことで、これから国民健康保険税は、毎年、最低それだけでも上がっていくと考えたので、それとこれが合わさると大変だと思った。

本市としては、県との統一の引上げは抑えて、独自に市長の考えでやられたとのことであるが、5年間でやっていくと、どこかにしわ寄せが来ると思う。

私が聞きたかったのは、議案参考書57ページから58ページ、第7条の3で「基礎控除後の総所得金額等に100分の0.2を乗じて算定する」、第7条の4で「被保険者均等割額は、被保険者1人について1,600円」、第7条の5で「18歳以上被保険者均等割額は、18歳以上被保険者1人について200円とする」とあるが、これは統一なのか、市独自なのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）お答えする。その辺については、先ほども申し上げたように、市町ごとに基準額が示されており、それを参考に各市町で定めるようになっている。

○**7番**（重岡秀子君）だから、本市は基準額どおりなのかということをお聞きしたわけである。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）本市については、例えば第7条の3で100分の0.2だが、示されている基準額は100分の0.27になる。その他の均等割については、本市では1,600円と定められているが、詳しい金額がすぐに出てこないが、1,700幾らという感じである。第7条の5の18歳以上の均等割については200円と定めているが、たしか110幾らという感じになっている。

○**7番**（重岡秀子君）分かった。多少、減額してあると理解したが、私が説明で分からなかったのは、59ページ、国民健康保険税の減額というところで、賦課限度額を定めるのは一つの減額だと思うが、それ以外に、下のカとかキのところ「国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の均等割、被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について1,120円」の世帯主を除くというのは、例えば18歳未満の人については均等割をかけないが、18歳以上の方で世帯主でない人には1,120円という理解でよろしいのか、では、世帯主はどうなるのか、その辺が分からない。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）まず、先ほどの質疑の金額について詳細をお答えしたい。第7条の3の100分の0.2については、先ほど100分の0.27と申し上げた。均等割額については、示されている均等割の標準額は1,762円である。18歳以上の均等割については116円となっている。

ただいまの質疑の件については、法定の7割、5割、2割という軽減があるが、これの軽減額の子ども・子育て支援金に係る軽減額の定めとなっている。

○**市民部長**（萩原智世子君）私も記憶が曖昧で申し訳ないが、第1条第2項に規定する世帯主というのは擬制世帯主のことを指しているかと思う。世帯主自身が社会保険であっても、一応、納税義務者は世帯主にかかるので、その方の均等割はかからないことになっており、その部分での除くという規定になっている。

今、課長が申し上げたとおり、ここは7割、5割、2割の軽減のことなので、そちらについては国保税がかかっている方の均等割について軽減するという情報のものになっている。

○**7番**（重岡秀子君）分かった。私の場合は、私は国保で、世帯主の夫は国保ではなかったが、

納税義務者が夫になっていたもので、そういうことで理解した。

61ページ、これは新しく定められた出産被保険者という規定で、この出産被保険者というのはその年に妊娠をしていて、その年に出産したなどの判断が難しいと思っているので、その辺をお聞きしたい。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）こちらの出産被保険者に関する減免の規定は、その年に出産された方で、その前後に減免の期間を設けるものである。

○**7番**（重岡秀子君）そうすると、先ほど部長がお答えしたのは7割、5割、2割で法的に決められているけれども、この辺については申請減免、出産被保険者というのは申請しないと減額されないようなことをどこかで読んだが、その辺の違いはあるのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）出産の減免については、申請をしていただくことになっている。しかし、申請がなくても、分かれば減免をする。

○**7番**（重岡秀子君）分かった。いろいろ複雑な制度で難しいと思う。私のメモが間違っていないければ、子ども・子育て制度を支援することによって、これは世帯でなのか、年間の国保税が平均的に3,500円ぐらい増えるのではないかという説明が議場であった気がするが、そういう本市の国保税の歳入額や1人当たりの税額がどのように変わるか分かりやすい数字は何かあるか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）全体的なことから申し上げると、税収としては3,500万円ぐらいの増収になるかと思われる。1人当たりでいくと約3,069円という試算になる。

○**委員長**（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

○**7番**（重岡秀子君）これは子ども・子育て支援法の財源として国が定めたことであって、致し方がなく、国保だけでなく、ほかの保険の方にもこのような負担がかかるということで、どうしようもないわけだが、やはり全ての国民がこの負担を背負うという考え方は違うのではないか。そのためにちゃんと福祉を支えていくための税金があって、累進課税もあるので、これで国として財源が足りないというなら、そのような所得税で見直しをすべきではないかと私は考える。伊東市の努力は、今も減額されたり、そういうことで分かるが、反対をしたいと思う。

市長も最初の年度は大変ではないかということで、県の国保連合会に負担金を出さなければいけない、そこに納入しなければいけない分についての値上げは見送るということだったが、本市は今まで国保税を非常に抑えてきたので、やはり5年の間に値上げになるのは必至である。その値上げだけでも大変なのに国の子ども・子育て支援制度が入ってくると、そうでなくても、

国保の世帯というのは経済的に不安定な世帯が多い中で大きな負担になると考える。以上のことから、この条例には反対をしたいと思います。

○委員長（杉本一彦君）ほかに討論はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第51号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手多数である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第4、市議第54号 伊東市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とする。

直ちに質疑に入る。発言を許す。

○1番（大川勝弘君）これは消防団の公務災害の条例で、消防団の様々な手当は毎年少しずつ上がっていると思うが、これは県とか国から何か金額の指針が来て、こういった改正を行っているのか、本市独自でこういった基準を設けているのか、まずそこからお聞きしたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）本条例は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令というのがあり、その改正に基づくが、そもそもこの改正が一般職の職員の給与に関する法律に規定される俸給月額等を参考に定められている。そちらが改定になると、自動的にこの条例も改正になるという流れになっている。

○1番（大川勝弘君）そうすると、市町村で独自の金額をつけることがなかなか難しいことになるのか、他市等でそういった事例はあるのか、その辺を教えてください。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）市独自で金額を定めるのは難しいのではないと思う。他市でこの金額を公務災害の部分で定めているというのも、私が知る限りではない。

○7番（重岡秀子君）分かった。今、本市で独自に定めることはできないと言うが、これは年金である。もし消防団の仕事で死亡された方や障害が残られた方の年金で、これは1か月というふうに考えて、今までは1万4,500円が1万5,000円になるということだが、76ページ、その下に「15,000円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。」とあるので、その額がその者の通常得ている収入の日額に比べて公正を欠くと認められる場合ということで、この辺は本市独自で考えられるのかどうか、お聞きしたい。

○危機対策課長兼危機管理監代理（吉崎恭之君）今、委員がおっしゃっているのは、団員ではなくて、消防作業従事者、もしくは救急の業務協力者で、要は団員とかではなくて、たまたま災

害現場を通りかかった方に消防団が手伝いをお願いして、けがをした方等が対象となっている。本来、消防団員だと消防団員の階級、在団年数等によってこの基礎額が決まるが、そういった方の場合には、作業従事者等の場合には階級とかを当てはめることができないので、その方の事情に沿って、そこの最低額から最高額の間で金額を決めるという制度になっている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第54号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第5、市議第66号 令和8年度伊東市国民健康保険事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。

○7番（重岡秀子君）先ほどの条例改正と絡むのではないかと思うので、歳入の9ページで伺いたい。基金繰入金の中で、昨年が1億1,480万円で、今年は2億9,922万5,000円で、基金の繰入金が大幅に増えている。この要因については、先ほど説明にあった市長の判断で、県の統一するための引上げを抑えるためなのか、この基金を増やした要因について説明をいただきたい。

○保険年金課長（渡辺拓哉君）お答えする。その統一の影響で、当然、納付金が増えてしまっているが、これによる影響が8,570万円。これが統一に関して、アルファという係数を年々下げていくという形を取っているが、これにより8,570万円の影響が出ていると見込まれる。そのほかにも税率の据置きで約8,000万円、これによってその分、基金の繰入金が増えている。その他については自然増といったところがある。

○7番（重岡秀子君）昨年度当初予算より2億9,922万5,000円増えたのは、ほかの要素もあると考えてよろしいか。

○保険年金課長（渡辺拓哉君）お見込みのとおりである。

○7番（重岡秀子君）もう1点伺う。今度は歳出の21ページで、一番下に、子ども・子育て支

援納付金分ということで、これは新しく項目が出ていた支出のものではないかと思う。ここに今年度、5,643万6,000円と記載されている。簡単で結構であるので、世帯でも人数でも算定の基準になった数字があれば示していただきたい。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）お答えする。こちらの数字については、国保連合会から出された試算の数字になっているため、こちらとしては細かいところまで把握していない。

○**3番**（佐藤 周君）大綱質疑でこの辺聞ければよかったと思いながらなかなかできなかったので、全体の話で、先ほど重岡委員からあった市長の方針で、基金を3億円ぐらい取り崩して、今年度、県の基準額まで上げずに抑えたところは理解する。基金を取り崩しながら、ステップを踏んで上がっていくとはいうものの、その先、本市とすると、国保は結局、人口が減少しながらも、人口が多い年齢層が後期高齢者に移って行って国保加入者が極端に減っていく状況がある中で、歳入が毎年5,000万円ぐらいずっと下がっていくような状況が見えたときに、人口減少に伴い収入である保険料が下がるものの、県の単価に合わせて上げていくというところは、個人負担は間違いなく上がっていくわけである。かといって、県の支出金が7割今出ている状況が、その割合が増えていくというわけでもないのか。一個一個確認しておきたい。計算式があるだろうが。もう一つ言うと、今度、歳出が、保険給付費が7割出っていて、事業費が3割かかっているというのが大体のざっくりの割合の中で、要は何が言いたいかということ、本市が法定の繰入れもあるが、一般会計から繰り入れているお金がある、個人負担が増えていくということが、結果、この先、単純に、これまで他市町で保険、国保の運営が厳しいところにお金がただ回っていくだけで、本市の割合はずっと変わっていかないという理解でいいのか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）お答えする。支出の考え方であるが、納付金を県全体でまず計算する。それを各市町に割り振っていくような形になるので、そこで出された金額に対して税率をどのように決めて収入を決めていくかということになる。そういった中で、今年度については税率分の据置きがあったので、基金からの繰入れが増えている形である。

○**3番**（佐藤 周君）新年度予算は3億円、基金を取り崩して据え置いたのは分かるが、その先に向かっていくときに、今の当初の個人負担が増えていく。県の単価に合わせた保険税に上げていくわけだから。その増えた分は、分かりやすく言うと、一般会計からの繰入金金は減るわけでもない傾向なのか、いかがか。

○**保険年金課長**（渡辺拓哉君）お答えする。一般会計の繰入れは法定の繰入れになるので、事務費、軽減の分、そういったことに対する、これは一般会計から出すべきものであろうということで、一般会計からの繰入れになる。個人負担は、今後、県の標準に合わせて上がっていくが、人数が減ったとはいえ、1人当たりの医療費、1件当たりの医療費は上がってきている。この辺を加味して、今後、上がってくるものと考えている。

○3番（佐藤 周君）また個別に学ばせていただく。国全体の制度の下にやっているの、市から実質的に県に移っていく中で運営していく主体のものであるかと思う。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第66号は、原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第6、市認第67号 令和8年度伊東市土地取得特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）1点だけ伺う。これはマンダリンの土地を買って、10年間の返済が終わったので、会計上予算がなくなったと理解するが、それでよいか。また、購入する際に、10年間の間に、そのときには図書館ないし生涯学習関連施設を建設する目標があってローンを組んだが、それが今回図書館も白紙になったということについては何か問題はないのか。これは単なる指導であって、たしか10年間の間に使い道を決めるようなことが言われたが、その辺は何か問題はないのか、それだけお聞きする。

○財政課長（肥田光弘君）お答えする。1点目については委員お見込みのとおりである。10年縛りで借りて、10年間の間に基本的には何かつくるというのが、土地の先行取得をする目的になるが、図書館はなくなってしまったものの、返済が終わったので、今のところ特に問題はないと考えている。

○7番（重岡秀子君）分かった。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第67号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第7、市議第68号 令和8年度伊東市霊園事業特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○3番（佐藤 周君）事項別明細書の6ページ、歳入、一般会計繰入金955万円になっていて、ざっくり言うと、維持管理事業費に、歳出のほうで3,000万円かかって、歳入のほうで事業収入が2,000万円あって、不足している九百万程度を一般会計から繰り入れているということではよろしいのか。この繰入金の妥当性はどうかお伺いしたい。

○市民課長（近藤透明君）お答えする。人件費増分の繰入れになる。

○3番（佐藤 周君）そうすると、今おっしゃるとおり、歳出のほうで、10ページ、人件費が955万円となっている。それ相当がここに入っているということであるが、このバランスがずっと維持できるものなのか。要は、世の中、物価が上がっていて、委託料とかはこれから多分上がってくる。修繕だとか何とかは上がってくるだろうが、それはその繰入れだけで間に合うものなのか教えていただきたい。

○市民課長（近藤透明君）こちらの人件費については、給与も当然配置職員によって変わってくるが、工事費も委員おっしゃるとおり増減が伴う。そのためにも毎年の状況に合わせて繰入れは考えていきたいと思うが、基本的には一般会計繰入金について給与の補填になるので、工事費については整備基金繰入金で対応していく。

○3番（佐藤 周君）基金を使いながら霊園事業を運営しているところでいくと、普通墓所の管理料は、消費税込みで5,500円という状況は、要は委託料とかの値上げとともに維持管理のため将来的な値上げという想定はあるのか。

○市民課長（近藤透明君）近隣の市町村に比べても、県内もそうであるが、本市の管理料はほかの地域よりも高い状況にあるので、値上げについては慎重に考えていきたいと考えている。

○1番（大川勝弘君）人件費なのか、管理委託料になるのか分からないが、私たち会派でも、少し前に霊園を見学したときに、管理されている方がお一人いて、かなりきれいに管理されているのは分かる。昔、蜂に刺された方がいたり、鹿とかイノシシがたくさん出る状況で、何かあったときの対応として安全性が確保できるかという問題が1点あるかと思うが、管理委託料と

してこれで本当に足りているのか、安全確保の目線からどのような対策をしているのかお聞かせいただきたい。

○市民課長（近藤通明君）こちらの霊園については指定管理で振興公社に委託しており、日々、毎日のように職員を配置して霊園整備を行っている。安全面については、何かあったらすぐに振興公社、またはこちらのほうに連絡するような形で対応していくことになっている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第68号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第8、市議第70号 令和8年度伊東市後期高齢者医療特別会計予算を議題とする。

直ちに質疑に入る。質疑は全般について行う。発言を許す。

○7番（重岡秀子君）1点だけ伺う。先ほどの子ども・子育て支援金は後期高齢者医療制度の保険からも支援するが、この予算の中にはないので、後期高齢者からは支援金が1年遅れとか2年遅れというスケジュールの問題なのか、その辺を伺いたい。

○保険年金課長（渡辺拓哉君）お答えする。納付金の中に今年度の子ども・子育て支援金の部分も含まれている。

○委員長（杉本一彦君）ほかに質疑はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）質疑なしと認める。これをもって質疑を終結する。

これより討論に入る。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉本一彦君）討論なしと認める。これをもって討論を終結する。

これより採決する。市議第70号は原案を可決すべしと決定することに賛成の諸君の挙手を求める。

[賛成者挙手]

○委員長（杉本一彦君）挙手全員である。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）日程第9、令和8年度における常任総務委員会所管事務調査の継続調査についてを議題とする。

資料配付のため、暫時休憩する。

午前10時57分休憩

午前10時57分再開

○委員長（杉本一彦君）休憩前に引き続き、会議を開く。

お諮りする。本委員会においては、1、行政運営及び財政運営に関する事、2、事務の近代化、合理化及び能率化に関する事、3、海外各都市との友好親善に関する事、4、特定の重要施策の企画立案など政策推進に関する事、5、戸籍住民記録の整備に関する事、6、消費生活対策、交通安全及び防災対策に関する事、7、環境保全、清掃行政に関する事、8、市営霊園に関する事、9、国民健康保険及び後期高齢者医療に関する事、以上9件の所管事務について、令和8年度中継続調査を行うこととし、議長に申入れをしたい。

これに異議ないか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（杉本一彦君）異議なしと認める。よって、さよう決定した。

○委員長（杉本一彦君）以上で日程全部を終了した。

7番 重岡委員は、市議第51号について、少数意見を留保するか。

○7番（重岡秀子君）留保する。

○委員長（杉本一彦君）委員会審査報告書の案文については、正副委員長に一任願う。

○委員長（杉本一彦君）これにて常任総務委員会を閉会する。

○閉会日時 令和8年3月16日（月）午前10時59分（会議時間59分）

以上の記録を認める。

令和8年3月16日

委員長 杉本一彦